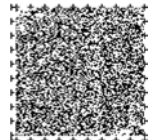


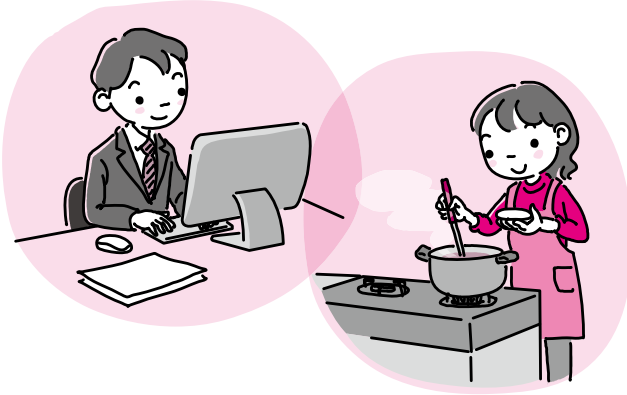
い^{おも}やだと思^{かんが}うこと^{そうだん}を考^{かんが}える、相^{そうだん}談^{だん}する

あ^{あん}ん^{しん}して地^ち域^{いき}で自^じ分^{ぶん}ら^くしく暮^くらすた^めに

し^{しょう}う^{がい}のある方^たのため^めの^ぎゃ^くたい^{ぼう}し^し 虐^{ぎゃく}待^{たい}防^{ぼう}止^しハ^ンド^ブック^ク

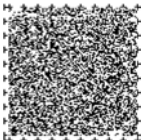


..... ^{しあわ}く ^{けんり} **幸せに暮らす権利**
.....



あなたには、
^{しあわ}く **幸せに暮らす**
^{けんり} **権利が**
あります。

^す好きなことを ^{たの}楽しむ
^{じぶん}自分の好きなことをする
^{じぶん}自分が暮らしたい場所 ^{ぼしよ}に住む ^す



2つの権利があります

自分の人権を侵害されない権利



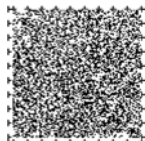
あなたの幸せなく暮らしを脅かす、人権侵害をされない権利です。

人は誰でも幸せに暮らしたいと思っています。イヤなことをされないという権利です。



支援者の方々へ

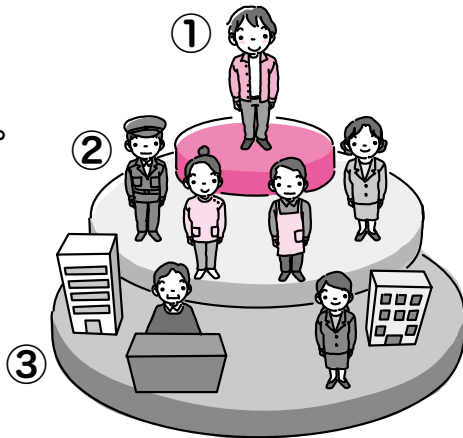
私たちには2つの大事な権利があります。「市民として豊かに暮らす権利」と「人として尊敬され身体的にも精神的にも侵害されない権利」です。障害のある人がなんらかの被害を感じ身近な人に相談してくれるのは「今、困った」と感じたときです。豊かな福祉実践は虐待を予防することと、本人の「いやだ、困った感」の基盤を作る意味でも重要です。



あなたの権利を守るために

虐待されたら「やめて！」
と言いましょ。

あなたは悪くありません。
幸せに暮らす権利と、自
分の人権を侵されない
権利、大切な2つの権利
を守るためには、3つの
ことがとても大切です。

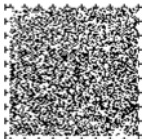


① あなたは自分で自分を守る力をもっています

そのために、あなたが幸せに暮らす権利とはなにか、を知りましょ。
あなたがされたいやだと思ふことを、一緒に考えましょ。
あなたは困ったとき、だれかに相談できることを知りましょ。

② あなたの身近なところに、 あなたと一緒に考え、相談し合える人がいます

あなたが困ったとき、だれに相談するか、一緒に考えましょ。
親、兄弟、近所の人、支援者、学校の先生、支援センター、虐待防
止の相談窓口、いろいろな人がいることを知りましょ。



障害者虐待防止法はあなたを守ります

③ あなたを守るための法律があることを知りましょう

成年後見制度、障害者虐待防止法、障害者差別解消法など、いろいろな法律が、あなたの権利を守ってくれています。



平成24年10月から、障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。

障害のある人の権利を守り、障害のある人もない人も、共に安心して生活できる社会を実現するための法律です。

わたしたち一人ひとりが、障害者虐待防止法について理解し、虐待を受けた時にどのような行動をする必要があるか、知ることが大切です。

虐待の種類

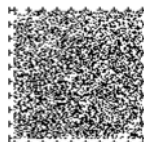
身体的虐待

性的虐待

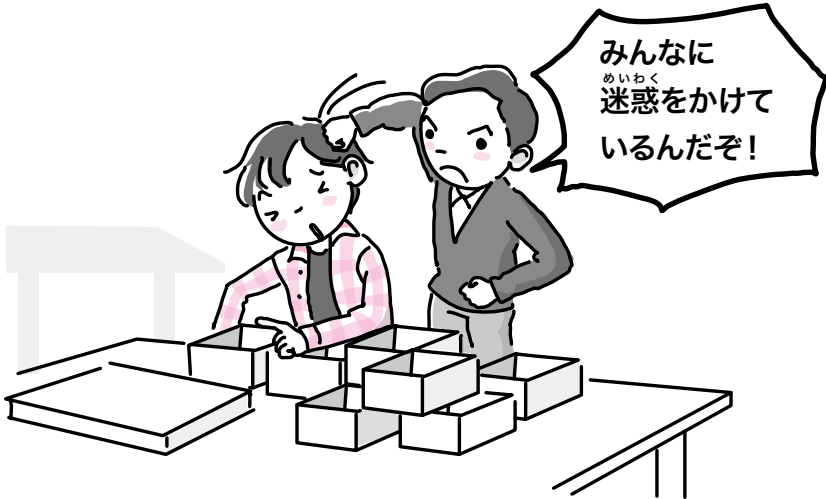
心理的虐待

ネグレクト

経済的虐待



身体的虐待ってなあに？



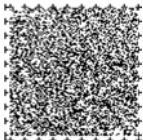
あなたはだれかに、^{あたま}頭や^{からだ}体をたたかれたり、^お押さえつけられたり、やろうと思^{おも}ったことを無理^{むり}にやめさせられたりして、いやだなと思^{おも}ったことはありますか？

このようなことを身体的虐待^{しんたいてきぎやくたい}といいます。

やっている人がもし、「おまえのため^いにたたいてるんだよ」と言^いっても、それは、虐待^{ぎやくたい}です。

支援者の方々へ

身体的虐待には、叩く、引っ張るなどの身体的痛みを感じさせることのほか、正当な理由なく身体を拘束したり行動を制限する、閉じこめるなども含まれます。しつけや指導だと言って、叩くなどの対応がありますが、障害のある本人に痛みや不利益があれば虐待になります。「痛いな、いやだな」と思ったら身体的虐待であることを伝えてください。



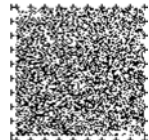
性的虐待ってなあに？



あなたがいやだと思うのに、「胸が大きいね」などと言われたり、エッチな絵を見せられたり、肩や胸やお尻など体を触られたり、ホテルに誘われたりすることを性的虐待といいます。「優しくしてやっているんだから」と言われても、それは、虐待です。

支援者の方々へ

性的虐待には、身体をさわる、わいせつ行為をするなどの接触性行為のほか、わいせつな絵を見せる、胸や体などの容姿について、わざと性的な言葉がけをするなどの非接触性行為も含まれます。障害のある人は性教育の経験や性に関する情報が少なく、なにが性的被害になるのか、理解しにくいことが多いです。身近なことを例にして一緒に考えてください。



しんり てきぎやくたい
心理的虐待ってなあに？

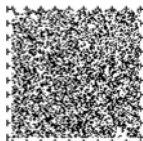


あなたは、いっしょうけんめいにがんばっているんですよ？

こんなことを言（い）われると、どんなきもちになりますか？
こころ お
心が折れそうになりますよね。そして、私（わたし）ってダメな
んだ！って思（おも）ってしまいますね。このようなことを心理
てきぎやくたい
的虐待（しんり）といいます。

支援者の方々へ

「のろまだな」などとののしる、わざと冷たい目で見相手（あいて）にしない、こういう行為（こうい）は心理的虐待（しんりてきぎやくたい）といいます。心がひどく傷つき、自分に自信（じゆん）が持（も）てなくなり、無力感（むりきかん）（ラウンドヘルプレスネス）が身（み）についたりします。そのために被害認識（ひがいにんし）がないことも多いので、日ごろどんな言葉（ことば）を言（い）われているか、ゆっくり時間をかけて話し合うことから始めてください。



ネグレクトってなあに？



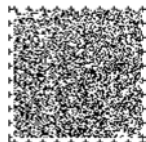
やってほしいことがあるのに親や支援者の都合で後まわしにされたことがありますか？

事業所に行きたいのに、家族が行かせてくれない。病気なのに病院に連れて行ってくれない。

しかたがないと思わないでください。これは「困ったこと」、虐待なのです。あなたには「楽しく暮らす権利」があるからです。

支援者の方々へ

障害のある人を養護したり、支援すべき立場の人が、それを怠り、生活の質が落ちたり、健康や命に関わる事態を起こすことを指します。ただ、ネグレクトを経験してきた障害のある人は、このことを「困った」と思えないこともあります。「散らかった部屋でいいんだ」とか「誰も関わってくれるな」と本人が言っても、セルフ・ネグレクトであることがあります。豊かな支援をすることが支援者の役割です。



けいばいてきぎやくたい 経済的虐待ってなあに？



ともだち
友達から「プリペイドカードで一緒に払っておいて！」
といわれたので
かいけい いっしょ
会計を一緒にした。

その様子を見ていた
支援員さんが「プリペイド
カードもお金と一緒なんだよ！」と教えてくれた。

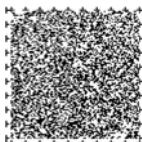


あなたには、働いてもらった大切な給料や年金、貯金があります。大切な財産です。

でも、あなたが気づかないうちに使ってしまうおとす
る人がいます。カードなど見えないお金が取られること
もあります。親が年金を勝手に使うのもいけません。
あなたが豊かに暮らすために使うものだからです。

支援者の方々へ

経済的虐待では、まず「あなたの給料や年金はあなたが豊かに暮らすためのもの」ということや、「お金には見えるお金とカードのように見えないお金があること」も伝えてください。賃金を安く抑えられて長時間の労働を強いられたり、賃金を搾取されたりしても、本人が被害を認識できていない、親も諦めていることもあります。障害者虐待防止法をぜひ活用していきましょう。



相談しよう!! …… あなたの身近な人



こま とき 困った時に、あなたの話を一番聞いてくれる人は
だれですか？

みぢか かぞく しえんしゃ しよくば ひと
身近にいる家族、支援者、職場の人ですか？

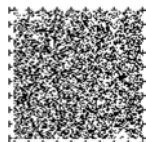
かぞく しえんしゃ しよくば ひと いちばんたいせつ
家族、支援者、職場の人はあなたのことを一番大切
に思っています。

こま みぢか ひと そうだん
困ったことがあったときには、身近な人に相談しま
しょう。

わたし 我私 「あのさ、ちょっと困ったことがあるんだけど」

かぞく 家族 「どうしたの？なにを困っているの？」

相談 はじ
と相談が始まります。



相談しよう!! ……相談窓口

相談は、お金がかかりません!



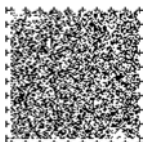
虐待に関する
相談窓口が
あるよ。

このパンフレットの後ろに相談窓口が載っています
(14・15・16ページ)。

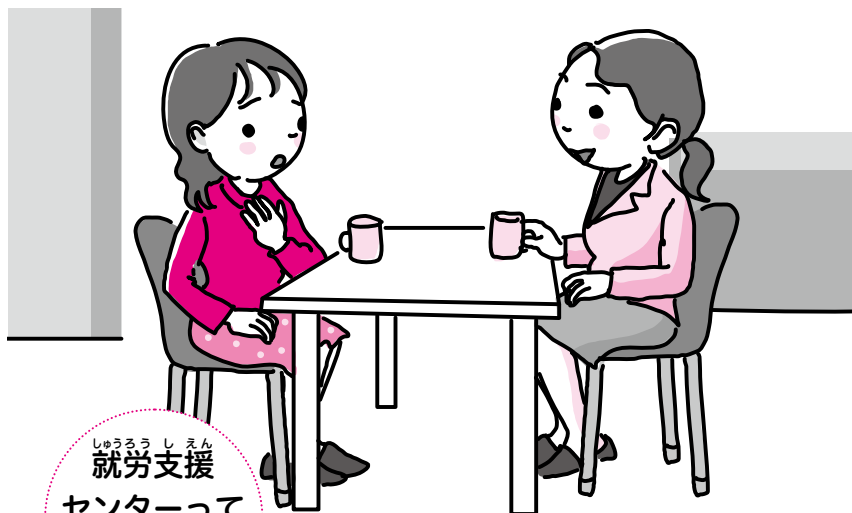
虐待されている!と思ったら電話をしてください。

しっかりと話を聞いてくれます。

- ・不安なら、自分の名前は言わなくてもいい!
- ・しっかりとあなたの話に向き合ってくれる



相談しよう!!…就労支援センター



就労支援
センターって
知っている
かな？

就労支援センターは、あなたが長く働き続けられるよう
にお手伝いをしたり、仕事の悩みや生活の相談に
のってくれるところです (15 ページ)。

お金は無料です。

困った時には、知っている支援センターの支援員さん
に相談することもできます。

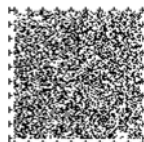
わたし
私

「〇〇さん、ちょっと困ったことがあるん
ですけど」

支援員さん

「どうしたの？なにを困っているの？」

と相談が始まります。



こま そうだんまどぐち
困りごとの相談窓口

ちいきそうだんしえん
地域相談支援センター「ぽーと」

そうだんうけつけ げつ とうりび
相談受付 月～土曜日

こぜん じ ふん ごご じ にちようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ
午前8時30分～午後5時(日曜日、祝日、年末年始を除く)

● ぽーとせたがや

しもうま まるでん かい
〒154-0002 下馬3-22-13 丸伝ビルIV 2階

でん ねん ばん ばん
電話 03-6804-0405 ファクシミリ 03-6383-2156

● ぽーときたざわ

まつばら
〒156-0043 松原3-40-7 パインフィールド201

でん ねん ばん ばん
電話 03-6379-0262 ファクシミリ 03-3325-9519

● ぽーとたまがわ

なかまち
〒158-0091 中町2-17-21
せたがやくりつしんたいしょうがいしやじりつたいけん ない
世田谷区立身体障害者自身体験ホームなかまっち内

でん ねん ばん ばん
電話 03-6411-6590 ファクシミリ 03-5707-2828

● ぽーときめた

そしがや そしがや
〒157-0072 祖師谷3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内3階

でん ねん ばん ばん
電話 03-6411-5680 ファクシミリ 03-6411-4150

● ぽーとからすやま

みなみからすやま
〒157-0062 南烏山1-13-16

でん ねん ばん ばん
電話 03-5357-8760 ファクシミリ 03-5957-8761

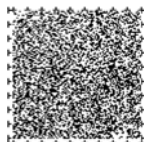
せたがやくりつしんたいしょうがいふくしきょうぎかい けんりようごしえん かせいねんこうけん
世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課成年後見センター

せいじよう せいじよう ちようめじむしょう かい
〒157-0066 成城6-3-10 成城6丁目事務所棟3階

でん ねん ばん ばん
電話 03-6411-3950 ファクシミリ 03-6411-2247

そうだんうけつけ げつ きんようび
相談受付 月～金曜日

こぜん じ ふん ごご じ ふん どにちしゆくじつ ねんまつねんし のぞ
午前8時30分～午後5時00分(土日、祝日、年末年始を除く)



しょうがいしゃ しゅうろう かん そうだんまどぐち 障害者の就労に関する相談窓口

- ^{せ た が や く しょうがいしゃしゅうろう し えん}世田谷区障害者就労支援センター ^{しゅうろうそうだんしつ}すきっぷ就労相談室

〒156-0043 ^{ふなばし}船橋5-33-1

^{せ た が や く りつしゅうがいしゃしゅうろう し えん}世田谷区立障害者就労支援センター ^{な い}すきっぷ内

^{でん わ}電話 **03-3302-7927** ^{ファクシミリ} **03-3302-7925**

^{そうだんうけつけ}相談受付 ^{げつ きんようび ごぜん じ ふん ここ じ ふんしゅくじつ ねんまつねん し のぞ}月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

- ^{しょうがいしゃしゅうろう し えん}障害者就労支援センター ^{しごとねっと}

〒154-0004 ^{たいしどう}太子堂2-15-1 ^{のむらさんげんぢや}野村三軒茶屋ビル ^{かい}8階

^{でん わ}電話/ファクシミリ **03-3418-1432**

^{そうだんうけつけ}相談受付 ^{げつ か もく とうようび ごぜん じ ここ じ ふん}月・火・木・土曜日 午前9時～午後5時30分

^{すい きんようび ごぜん じ ここ じ ふんしゅくじつ ねんまつねん し のぞ}水・金曜日 午前9時～午後6時30分(祝日、年末年始を除く)

- ^{しょうがいしゃしゅうろう し えん}障害者就労支援センター ^{ゆに(UNI)}

〒158-0098 ^{かみようが}上用賀5-14-1 ^{かみようが}上用賀アートホール ^{かい}2階

^{でん わ}電話 **03-5797-2343** ^{ファクシミリ} **03-3708-4334**

^{そうだんうけつけ}相談受付 ^{か とうようび ごぜん じ ここ じ ふんしゅくじつ ねんまつねん し のぞ}火～土曜日 午前10時～午後5時30分(祝日、年末年始を除く)

けいやく しょうひんこうにゅう こま そうだんまどぐち 契約や商品購入などについての困りごとの相談窓口

- ^{せ た が や く しょうひせいかつ}世田谷区消費生活センター

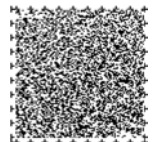
〒154-0004 ^{たいしどう}太子堂2-16-7 ^{さんげんじややふんちようしゃ かい}三軒茶屋分庁舎3階

^{でん わ}電話 **03-3410-6522**

^{そうだんうけつけ}相談受付 ^{げつ きんようび ごぜん じ ここ じ ふん でんわ らいしよ}月～金曜日 午前9時～午後4時30分(電話、来所)

^{とうようび ごぜん じ ここ じ ふん でんわ}土曜日 午前9時～午後3時30分(電話のみ)

^{しゅくじつ ねんまつねん し のぞ}(祝日、年末年始を除く)



しょうがいしゃ ぎゃくたい かん そうだんまどぐち
障害者への虐待に関する相談窓口



せ た がやそうごう ししよ ほけんふくし か
世田谷総合支所保健福祉課 〒157-0017 世田谷4-22-33

でん 電話 **03-5432-2865** ファクシミリ **03-5432-3049**

【担当エリア】 池尻1～3丁目、池尻4丁目(1～32番)、三宿、太子堂、三軒茶屋、若林、世田谷、桜、弦巻、
 みやさか さくらがおか きょうどう しもつま のざわ かみうま こまざわ
 宮坂、桜丘、経堂、下馬、野沢、上馬、駒沢1・2丁目

きたざわそうごう ししよ ほけんふくし か
北沢総合支所保健福祉課 〒155-0031 北沢2-8-18(北沢タウンホール内)

でん 電話 **03-6804-8727** ファクシミリ **03-6804-8813**

【担当エリア】 赤堤、池尻4丁目(33～39番)、梅丘、大原、北沢、蒙徳寺、桜上水、代沢、代田、羽根木、松原

たまがわそうごう ししよ ほけんふくし か
玉川総合支所保健福祉課 〒158-0094 玉川1-20-21 (令和2年8月11日より
 等々力庁舎に移転予定)

でん 電話 **03-3702-2092** ファクシミリ **03-5707-2661**

【担当エリア】 奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、
 たまがわでんえんちようふ たまつみ とどろき なかまち のげひがしたまがわ ふかさわ ようが
 玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀

きめたそうごう ししよ ほけんふくし か
砧総合支所保健福祉課 〒157-0066 成城6-2-1

でん 電話 **03-3482-8198** ファクシミリ **03-3482-1796**

【担当エリア】 宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、喜多見、砧、砧公園、成城、祖師谷、千歳台、船橋

からすやまそうごう ししよ ほけんふくし か
烏山総合支所保健福祉課 〒157-0062 南烏山6-22-14

でん 電話 **03-3326-6115** ファクシミリ **03-3326-6154**

【担当エリア】 給田、北烏山、南烏山、上北沢、八幡山、上祖師谷、粕谷

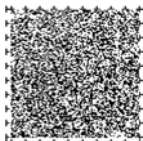
げつ きんようび ごぜん じ ふん こごじ しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
 月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始を除く)

せ た がやくしょうがいしゃ やかん きゅうじつぎゃくたいつうほう
世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル

でん 電話 **03-5432-1033**

ファクシミリ **03-3410-0368**

ど にちようび しゅくじつ ねんまつねんし しゅうじつうけつけ およ やかん こごじ よくあさ ごぜん じ ふん
 土・日曜日、祝日、年末年始(終日受付)及び夜間(午後5時～翌朝午前8時30分)



へいせい ねん がつはつごう
 平成26年4月発行

れいわ ねん がつかいてい
 令和2年2月改訂

せ た がやくしょうがいふくし ふしどうがいし さくすいしん か
 世田谷区障害福祉部障害施策推進課

でん 電話 **03-5432-2413**

ファクシミリ **03-5432-3021**